

## 幼児教育・保育無償化への区の基本的な考え方について

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月10日に成立し、同年5月17日に公布されました。また、関係する政令につきましても同年5月31日に公布されています。

区では、幼児教育・保育の無償化に伴う基本的な考え方をまとめ、保育園及び認定こども園の保育料を次のとおり改定します。

### 1 背景

子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が、平成27年4月の開始により、保育園や幼稚園に対して公定価格に基づく、財政支援を保障する施設型給付が創設されました。

国は、令和元年10月に8%から10%に引き上げを予定している消費税を財源として幼児教育・保育の無償化を実施するとしています。

区では、これまで新制度の開始にあわせて、保育園保育料を17年ぶりに改定するとともに、第2子以降の保育料を無料とするなど、多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、認証保育所や認可外保育施設に通う児童の保護者負担の軽減に取り組んでいます。国の幼児教育・保育の無償化を踏まえた対応が必要となっています。

### 2 保育料について

#### （1）3歳児クラス以上の子どもの保育料について

港区では、3歳児クラス以上の子どもの保育園保育料は、給食費（主食費及び副食費）を含めたうえで、応能負担の原則に基づき、世帯の収入に応じて負担していただくこととしています。幼児教育・保育の無償化にあわせて、基本の保育料を0円（無料）とします。

#### （2）2歳児クラスまでの子どもの保育料について

国の幼児教育・保育の無償化により、非課税世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料を無償とすることとしています。

港区では、これまでも非課税世帯の保育料を0円としていることから、現行の保育料を継続することとします。

### 3 給食費の取扱いについて

#### (1) 国の考え方

国では、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、2歳児までの子どもの給食費については、運営費に給食費を追加し、その運営費を保育園保育料として保護者の負担能力に応じて徴収してきました。

3歳児以上の子どもの給食費については、主食費と副食費に分けたうえで、主食費は実費徴収することとし、副食費については、運営費に追加し、その運営費を保育園保育料として保護者の負担能力に応じて徴収するとしています。

在宅で子育てをする場合でも食材料費が生じることから、食材料費は原則として保護者が負担する経費として、実費徴収又は保育料の一部として徴収することとしています。幼稚園、保育園における給食費の取扱いが異なっている現状があることから、幼児教育・保育の無償化において、保育園においても主食費及び副食費については無償化の対象から外し、実費徴収することとしています。

#### (2) 区の考え方

区では、これまでも、全ての年齢において給食費については公費負担ではなく保護者が負担すべき経費としてきました。しかしながら、国とは異なり、3歳児以上の子どもの主食費及び副食費についても保育料に含めて保護者の負担能力に応じて徴収しています。

新制度が開始された、平成27年4月以降、3歳児クラス以上の子どもの主食費については実費徴収を受けることができることとされていますが、港区においてはこれまでの考え方を継続し、全ての年齢の子どもの給食費は保育園保育料の一部として保護者の負担能力に応じて徴収しています。

幼児教育・保育の無償化にあたり、区では、3歳児クラス以上の子どもの給食費（主食費及び副食費）は無償化の対象とはせず、下記の理由により、実費徴収することとします。

- ① 食材料費については、在宅子育て家庭でもかかる経費であり、通う施設による差異が生じないように、すべての子育て家庭の負担の公平性に配慮する必要があります。
- ② 国の公定価格の引き下げによる私立認可保育園の運営費収入の減収を補てんする場合には、区の財政負担が生じること。
- ③ 高齢者や障害者の各種サービスや学童クラブの育成料など、区ではこれまで食事等の提供に要する経費については、実費徴収することとしてお

り、保育園においても整合を図る必要があります。

### (3) 給食費の金額について

港区立認定こども園条例では、認定こども園に通う1号認定子どもの場合、給食費（主食費＋副食費）については基本保育料とは別に月額5,000円（日額の場合は250円）を徴収しています。

現行の保育料等については、平成30年4月に改定したところであり、保育園に通う3歳児クラス以上の子どもの給食費については、現行の区立認定こども園の給食費と同額とします。

#### ① 3歳児クラス以上の子どもの給食費について

区立認定こども園に通う1号認定子どもと同様に保育園等に通う2号認定子どもについても、給食費（主食費＋副食費）として月額5,000円（日額の場合は250円）を徴収します。

#### ② 2歳児クラスまでの子どもの保育料について

幼児教育・保育の無償化以降も、2歳児以下の3号認定子どもの給食費については実費徴収ではなく、保育園保育料等に含めて徴収することとされていることから現行の保育料を継続することとします。

### (4) 給食費の減免について

#### ① 低所得者世帯の減免について

現行の芝浦アイランド認定こども園に通う子ども（1号認定に限る）については、国の基準にあわせて、年収360万円未満に相当する世帯の給食費を全額免除しています。

新たに給食費を徴収する、保育園に通う子ども（2号認定）についても、国の基準と同様に、年収360万円未満に相当する世帯の給食費を全額免除することとします。

#### ② 多子世帯への減免について

国は、多子世帯への負担の軽減を図るため、保育料にあっては、第2子は半額、第3子以降は無料としています。

幼児教育・保育の無償化により、実費徴収する給食費についても第3子以降は無料とすることとしています。

区では、平成27年4月から第2子以降についても子育てしやすい環境の

整備を図る観点から、保護者の経済的負担を軽減し、少子化対策を推進するため、兄や姉が保育園等に通う子ども（第2子以降）の子どもの保育料を無償としています。

給食費の取扱いにおいても、保育園保育料における多子世帯への負担軽減の考え方と同様に、第2子以降の子どもの給食費については無料とすることとします。

#### 4 その他

保育料は、4月から8月分については前年度の区民税額により算定し、9月から3月分については当該年度の区民税額により算定しています。

幼児教育・保育の無償化の実施に合わせて、今年度に限り10月から当該年度の区民税額により算定することが可能とされていますが、区では、現行の条例に基づき、保育料算定にあたって参照する区民税額の年度切り替えを9月に行うこととします。

#### 5 実施の時期

令和元年10月1日

#### 6 今後のスケジュール（予定）

令和元年 6月 港区議会定例会（議案の上程）

- ・港区保育の実施に関する条例の一部改正
- ・港区立認定こども園条例の一部改正
- ・港区子どものための教育・保育給付の支給認定に関する条例の一部改正
- ・港区特定教育・保育施設の設備・運営に関する基準を定める条例の一部改正

7～8月 広報みなど、ホームページ等での周知

10月 幼児教育・保育の無償化の開始

子ども・子育て支援法の改正により新たに創設される子どものための施設等利用給付への対応については、別途検討を行います。

国における幼児教育・保育無償化の内容

1 幼児教育・保育無償化の全体像(保育園・幼稚園等)

区分	子どものための教育・保育給付(現行)		子育てのための施設等利用給付(新設) ※私立幼稚園以外は、保育の必要性がある人(施設等利用認定の新2号、新3号認定者)のみ対象							
	・保育園(公私立) ・認定こども園(2、3号認定)	・幼稚園(公立・新制度私立) ・認定こども園(1号認定)	認可外保育施設(児童福祉法の届出必須)				ファミリーサポート、ベビーシッター、病児保育等	私立幼稚園 (新制度未移行)	幼稚園の預かり保育	障害児通所施設
			港区保育室	認証保育所	証明書交付あり	証明書交付なし (5年間の経過措置)				
内容	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を無償化</li> <li>・給食費(主食費3,000円、副食費4,500円)を実費徴収</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を免除</li> </ul> <p>【0～2歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯のみ無償化</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を無償化</li> <li>・給食費を実費徴収</li> <li>※給食実施園のみ</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を免除</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月37,000円まで無償化</li> </ul> <p>【0～2歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯のみ月42,000円まで無償化</li> </ul>				<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料を月25,700円まで無償化</li> <li>・給食費を実費徴収</li> <li>※給食実施園のみ</li> <li>※年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費を月4,500円まで助成</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日額450円、月上限11,300円まで無償化</li> </ul>	<p>【3～5歳児】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額を無償化</li> </ul>	

2 多子世帯の負担軽減策

区分	・保育園(公私立) ・認定こども園(2号認定)	・幼稚園(公立、新制度私立) ・認定こども園(1号認定)	私立幼稚園 (新制度未移行)	
無償化後	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等を利用している児童	小学校3年生までの児童	小学校3年生までの児童
	保育料	無料	無料	無料(月25,700円まで)
	給食費	1人目 実費徴収 2人目 実費徴収 3人目以降 副食費無料	1人目 実費徴収 2人目 実費徴収 3人目以降 副食費無料 ※給食実施園のみ	3人目以降、副食費を月4,500円まで助成
現行	兄弟の状況	保育園、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園 特別支援学校、児童福祉法に定める(医療型)児童発達支援を行う施設等を利用している児童	小学校3年生までの児童	小学校3年生までの児童
	保育料	2人目 半額 3人目以降 無料	2人目 半額 3人目以降 無料	※就園奨励費として以下の額を補助 2人目 月約12,850円 3人目以降 月約25,700円
	給食費	—	—	—